

令和5年第12回野洲市農業委員会
総会議事録

令和5年12月11日開催

野洲市農業委員会事務局

令和5年第12回野洲市農業委員会総会議事録

令和5年12月11日午前9時30分より野洲市総合防災センター2階研修室において、令和5年第12回野洲市農業委員会総会を開催する。

出席委員は、下記のとおり。

1. 出席委員

- | | | |
|-----|----|-----|
| 1番 | 野洲 | 秀一 |
| 2番 | 針本 | 一春 |
| 3番 | 北中 | 良夫 |
| 4番 | 井上 | 輝子 |
| 5番 | 中濱 | 佳久 |
| 6番 | 橋本 | 高明 |
| 8番 | 田中 | 靖志 |
| 9番 | 角出 | 昇 |
| 10番 | 北浦 | 一宏 |
| 13番 | 米澤 | 博 |
| 14番 | 井狩 | 憲一 |
| 15番 | 辻 | 美智子 |
| 16番 | 島村 | 平治 |
| 17番 | 清水 | 稔 |
| 18番 | 山本 | 芳隆 |
| 19番 | 岩井 | 正男 |
| 20番 | 青木 | 章 |
| 21番 | 川東 | 静佳 |
| 22番 | 石塚 | 健一 |
| 23番 | 小森 | 喜一 |
| 24番 | 廣瀬 | 久雄 |
| 25番 | 山田 | 富男 |
| 26番 | 立入 | 三千男 |

2. 欠席委員

7番 森 恒仁、11番 木村 二郎、12番 市木 和雄

会議に参加したる職員

農業委員会	事務局長	西野 智
	主 幹	竹中 宏
	主 任	保智 翔太
	主 任	松本 真紀子

農林水産課 主任 中川 大貴
主 事 亀井 茜里

議 長 みなさま、おはようございます。
本日は総会后、農政部会を開催しますので、総会につきまして、議事がスムーズに執り行われますよう、みなさまのご協力をよろしくお願い申し上げます。
ただいまから、令和5年第12回農業委員会総会を開催します。
日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。
本日の出席委員は23名であります。
欠席は7番 森 委員、11番 木村 委員、12番 市木 委員であります。

これより、日程に入ります。
日程第1 会議録署名委員の指名を行います。
第13番 米澤 委員、第14番 井狩 委員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について、本会期は、本日1日間にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 議第43号から議第47号の5案を上程します。

議第43号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議第43号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可することについてをご説明いたします。

案件は3件です。

議案書の2ページをご覧ください。資料は別紙Aの1ページから6-1ページになります。

1件目です。

比留田 字 ●●●番、登記地目、現況地目ともに田、面積 3, 164㎡について、譲渡人 ●●●氏から、譲受人 ●●●氏へ、経営拡大のため売買により所有権の移転をされるものです。

位置図は別紙Aの2ページとなります。

譲受人の●●●氏は、栗東市に住所を置かれていますが、野洲市比留田に農地を所有し、農業を営んでおられます。

比留田には●●●氏が所有される農機具倉庫や宿泊が可能な建物も所有されており、そちらを拠点にされて比留田地先で耕作を行っておられます。

この度、比留田農業組合長を通じて、譲渡人である●●●氏の農地の購入について打診があり、双方が合意されたことで今回の申請に至っております。

申請に対しまして、今後も農業を続けていきたいという意向であることから、●●●氏の耕作が可能であると判断しております。

別紙Aの1ページの調査表をご覧ください。

譲受人の●●●氏に関する農地法第3条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。

全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件のいずれの項目においても問題はないものと考えます。

また、提出された営農計画書の内容につきましても、調査表のとおりとなります。

2件目です。

中北 字 ●●●番、登記地目、現況地目ともに畑、面積99㎡について、譲渡人 ●●●氏から、譲受人 ●●●氏へ、経営拡大のため売買により所有権の移転をされるものです。

位置図は別紙Aの4ページ、4-1ページとなります。

譲受人の●●●氏は●●●氏の母と共に20年以上にわたり、申請地である●●●氏の農地と隣接する●●●氏自身の農地を耕作されていましたが、●●●氏は今後も農地を耕作していく意向がないことから、●●●氏へ売買の打診をされており、今般、双方が合意されましたので申請に至っております。

申請地は長年にわたり●●●氏が耕作されてきたこと、また面積が過大でないことから、自家消費用の野菜の耕作が可能であると判断しております。

別紙Aの3ページの調査表をご覧ください。

譲受人の●●●氏に関する農地法第3条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。

全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件のいずれの項目においても問題はないものと考えます。

また、提出された営農計画書の内容につきましても、調査表のとおりとなります。

3件目です。

八夫 字 ●●●番、登記地目、現況地目ともに畑、面積46㎡について、譲渡人 ●●●氏から、譲受人 ●●●氏へ、経営拡大のため売買により所有権の移転をされるものです。

位置図は別紙Aの6ページ、6-1ページとなります。

申請地は譲渡人の●●●氏が相続によって取得された農地となりますが、耕作はされず防草シートを張って、保全管理をされておりました。

この度、隣接する農地を耕作されていた、譲受人の●●●氏から売買の打診があり、これに応じられ今回の申請に至っております。申請地に隣接する農地を耕作されていること、また面積が過大でないことから、自家消費用の野菜の耕作が可能であると判断しております。

別紙Aの5ページの調査表をご覧ください。

譲受人の●●●氏に関する農地法第3条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。

全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件のいずれの項目においても問題はないものと考えます。

また、提出された営農計画書の内容につきましても、調査表のとおりとなります。

事務局からの説明は以上になります。

議長 続きまして、意見委員の説明を求めます。

1件目につきまして、第2番 針本 委員お願いします。

針本委員 2番 針本です。1件目について説明させていただきます。

ただいま事務局から説明のあったとおりですが、●●●氏は比留田の営農組合に所属されており、主に水稻、麦、大豆の作付けを行っておられます。

この度、比留田営農組合から話があり、申請に至っております。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議長 2件目につきまして、第17番 清水 委員お願いします。

清水委員 17番 清水です。

事務局から説明のあったとおりですが、申請地は道路に接道しておりません。

●●●さんに耕作を依頼されている状況です。今回、●●●さんと●●●さんとの話がまとまり、申請に至っております。

●●●さんはおうみんちへの出荷も検討されており、農地の規模拡大をされます。

ご審議よろしく願いいたします。

議長 3件目につきまして、第8番 田中 委員お願いします。

田中委員 8番 田中です。3件目につきまして、ご説明させていただきます。

詳細につきましては、事務局から説明のあったとおりです。

対象地は防草シートを敷き、保全管理されている農地になりますが、その農地に隣接する三方の農地を耕作されている苗村さんから売買の提案があり、この度の

申請に至っております。
ご審議よろしくお願いたします。

議長 説明が終わりました。ご質疑がございましたら挙手をお願いします。
ご質疑はございませんか。
ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
これより議第43号の採決に入ります。お諮りいたします。
議第43号について賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)
挙手全員と認めます。
よって議第43号は許可することに決定いたしました。

続きまして、議第44号 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議第44号 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
をご説明いたします。
案件は3件です。議案書の3ページをご覧ください。資料は別紙Aの7ページから17
ページになります。
1件目です。
吉川 字 ●●●番、登記地目 畑、現況地目 雑種地、面積499㎡について、申請人
の●●●氏から、資材、重機置場にするため、転用の申請があったものです。
位置図及び関係資料は別紙Aの8ページから10ページとなります。
現在、申請地と隣接する南側の●●●番の雑種地は申請人の●●●氏の親族が経営
されている会社で所有している重機や資材置場として利用されていますが、手狭にな
ってきていることを理由に申請地も利用したいと考えられており、今般の転用申請
に至っています。
申請に際しましては、申請地の現況は雑種地となっているため、顛末書が提出されて
おります。
周辺農地への被害防除につきましては、隣接する農地への影響を早期に対応したいと
のことで、農地に面する部分に高さ3メートルの防護壁を設置されて対処されてお
ります。
また、申請地の西側の地番●●●番の畑は、現状は雑種地となっているため、申請者
には畑として利用するよう指導しております。
申請者からは、この指導により、果樹苗木を植樹する旨の農地利用計画書を提出され
ており、今後、利用状況を確認していく予定をしております。
別紙Aの7ページの調査表をご覧ください。

農地法第4条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。申請地の農地区分については、住宅が連担していることから、第3種農地と判断します。その他の項目についても記載のとおりです。

2件目です。

比留田 字 ●●●番の一部、登記地目、現況地目共に畑、面積490㎡のうち123.33㎡について、申請人の●●●氏から住宅離れにするため、転用申請があったものです。

位置図及び関係資料は別紙Aの12ページと13ページとなります。

申請地は、申請人の●●●氏の住宅に隣接する農地です。

今回、●●●氏の長男が●●●氏が居住する住宅に入居することになり、●●●氏が居住する住宅が新たに必要となりました。

●●●氏は新たに住宅を建設するにあたり、現在の住宅の近くで建設したいという意向があり、隣接する申請地を選定されました。

申請地の東側には農地がありますが、既存の水路で分断されているため、耕作に支障はありません。

別紙Aの11ページの調査表をご覧ください。

農地法第4条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。申請地の農地区分については、住宅が連担していることから、第3種農地と判断します。その他の項目についても記載のとおりです。

3件目です。

中北 字 ●●●番、登記地目 田、現況地目 宅地、面積92㎡について、申請人の●●●氏から住宅敷地にするため、転用申請があったものです。

位置図及び関係資料は別紙Aの15ページから17ページとなります。

申請地は、申請人の●●●氏が住宅敷地として長年利用されていました。

●●●氏の事情において、所有する土地の調査を依頼されましたが、そこで申請地が農地であることが判明しました。

●●●氏に申請地が農地であるという認識はなく、住宅が建設された昭和13年から住宅敷地であったと考えられます。

今回、現在の利用状況に是正するため、申請があったものです。

また、長年、住宅敷地として利用してきた旨の、顛末書が提出されております。

別紙Aの14ページの調査表をご覧ください。

農地法第4条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。申請地の農地区分については、市街地区域内にある農地であることから、第3種農地と判断します。その他の項目についても記載のとおりです。

事務局からの説明は以上です。

議長 続きまして、意見委員の説明を求めます。
1件目につきまして、第9番 角出 委員お願いします。

角出委員 9番 角出です。吉川の案件について説明します。
事務局からの説明があったとおりですが、申請地は既に資材置場として利用がされているような状態でした。
今後、農地法を遵守し、適切に農地を利用するよう指導しております。
皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議長 2件目につきまして、第2番 針本 委員お願いします。

針本委員 2番 針本です。比留田の案件について説明します。
事務局からの説明があったとおりですが、今回、息子さんが母屋に住まれるということで、母屋の前に移り住むため、住宅敷地内にある畑を転用され、離れを建設されます。
皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議長 3件目につきまして、第17番 清水 委員お願いします。

清水委員 17番 清水です。
●●●さんが子供さんの家を新築しようと考えておられるなかで、土地の調査を行ったところ住宅敷地内に農地があることが分かりましたので、転用申請をされています。
顛末書も提出されています。
ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。
5番 中濱 委員。

中濱委員 1件目の吉川の件ですが、申請地ではありませんが、図面に進入路のように見て取れる畑がありますが、ここは畑として利用されているのでしょうか。

事務局 進入路としての利用はありませんが、畑として利用されているかは確認させていただきます。

議長 他にご質疑はございませんか。
ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
これより議第44号の採決に入ります。お諮りいたします。
議第44号について賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認めます。

よって議第44号は許可することに決定いたしました。

続きまして、議第45号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議第45号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてご説明いたします。

案件は3件です。

議案書の4ページをご覧ください。資料は別紙Aの18ページから32ページになります。

まず1件目です。

八夫 字 ●●●番、登記地目、現況地目ともに田、面積69㎡、譲渡人 ●●●氏から譲受人 ●●●氏へ売買により、資材置場にするために転用申請があったものです。位置図及び関係資料は別紙Aの19ページから23ページと、別紙A追加資料、八夫露天資材置場の2枚となります。

譲受人の●●●は守山市に本社を置き、不動産業、建設業等を経営されています。今回の申請地につきましては、今年2月10日に農地転用許可を与えた、資材置場に隣接する農地であり、2月の時点では譲渡人の●●●氏と合意に至らず、申請地を除いた形での利用を計画されていました。

しかし、その後も●●●氏との協議を続けておられ、その結果、●●●氏が合意されましたので、今般の申請に至っております。

資材置場としての利用につきましては、野洲市西河原地先における開発事業で使用する足場、外構資材等を置かれる予定であり、今後も資材置場として利用していく意向であると確認しております。

造成につきましては、2月10日に農地転用許可を受けた用地も含め、切土と盛土によって造成され、周囲をL型擁壁及びコンクリートブロックで土留めを行います。

雨水については、資材置場北側に設置する会所柵に雨水排水が流入するように、勾配をつけて造成される計画です。従って、周辺農地の耕作に支障がないように整備されます。

別紙Aの18ページの調査表をご覧ください。

農地法第5条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。

申請地の農地区分については、市街地区域内にある農地であることから、第3種農地と判断します。その他の項目についても記載のとおりです。

2件目です。

三上 字 ●●●番、登記地目、現況地目ともに田、面積353㎡、譲渡人 ●●● 氏から譲受人 ●●● 氏へ売買により、露天駐車場にするために転用申請があったものです。

位置図及び関係資料は別紙Aの25ページから27ページと、別紙A追加資料、三上露天駐車場の1枚となります。

譲受人の●●●は栗東市に本社を置き、不動産業、建設業等を経営されています。今回の申請につきましては、●●●が申請地向かいにある空き家を改装してカフェおよび物販販売を目的とした計画をされていますが、空き家敷地内に十分な駐車スペースがないことから、付近での駐車場を探しておられました。

申請地は譲渡人 ●●● 氏が所有されていますが、空き家も同じく●●● 氏が所有されており、所有者が同一であること、空き家の向かい側に申請地があることを理由に、申請地が適地と判断し、隣接する雑種地と併せて駐車場として利用するため、申請があったものです。

今後、カフェ等の計画を進めていかれますが、転用後は近隣住民へ駐車場として貸し出すことも考えておられます。

造成につきましては、切土と盛土によって造成され、周囲をブロックで囲い、駐車場北側に設置する会所柵に雨水排水が流入するように、勾配をつけて造成される計画で、周辺農地の耕作に支障のないように配慮されます。

別紙Aの24ページの調査表をご覧ください。

農地法第5条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。

申請地の農地区分については、市街地区域内にある農地であることから、第3種農地と判断します。その他の項目についても記載のとおりです。

3件目です。

北比江 字 ●●●番、登記地目、現況地目ともに畑、面積388㎡、譲渡人 ●●● 氏から譲受人 ●●● 氏へ売買により、資材置場にするために転用申請があったものです。

位置図は別紙Aの29ページから32ページと、別紙A追加資料、北比江資材置場の1枚となります。

譲受人の●●●は1件目の譲受人と同一となります。

今回の申請地につきましては、現在、守山市今浜町で保管されている資材が、開発により保管できなくなることで、場所を変えて保管するために資材置場用地を探されていました。

今回、比較的、守山市寄りである申請地を適地と判断され、所有者へ資材置場としての利用を打診されたところ、双方が合意され申請に至っております。

今浜町から搬入されるのは、開発の造成時に使用する、山土砂等になります。

造成につきましては、切土と盛土によって造成され、周囲をコンクリートブロックで囲い、資材置場南側に設置する会所柵に雨水排水が流入するように、勾配をつけて造

成される計画で、周辺農地の耕作に支障のないように配慮されます。

別紙Aの28ページの調査表をご覧ください。

農地法第5条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。

申請地の農地区分については、市街地区域内にある農地であることから、第3種農地と判断します。その他の項目についても記載のとおりです。

なお、●●●については、1件目、3件目において資材置場にするために農地転用申請がされております。

資材置場としての利用を確約させるために、事務局としても慎重に精査を行い、農地法の許可基準に照らし精査したところ、許可相当と判断しましたので、本日の上程に至っております。

加えまして、●●●には今回の許可後、資材置場として利用されていない、資材置場以外の用途で利用されているなど、申請内容と異なる利用が認められた場合には、農地法の農地転用の許可基準の一つである、転用のために必要な資力や信用があると認められないことになれば、今後は●●●からの農地転用は許可できなくなる可能性がある旨、農地法の解釈と指導の観点から伝えております。

事務局からの説明は以上となります。

議長 続きまして、意見委員の説明を求めます。

1件目につきまして、第8番 田中 委員お願いします。

田中委員 8番 田中です。1件目につきまして、ご説明させていただきます。

詳細は事務局から説明のあったとおりですが、既に転用されている隣接地と併せて資材置場として利用するという点で今回の申請に至っております。

皆様のご審議よろしくお願いたします。

議長 2件目につきまして、第20番 青木 委員お願いします。

青木委員 20番 青木です。三上の案件について説明します。

本来、三上地先の意見委員は市木委員になりますが、市木委員が対応できないということで、代わりに私が意見委員を務めさせていただきます。

事務局からの説明があったとおり、カフェを計画されている古民家の向かいにある申請地を駐車場として利用するため、先に申請されています。

申請地は道路を挟んで古民家の向かいにあり、第3種農地であることから、問題はないものと考えます。

皆様のご審議をよろしくお願いたします。

議長 3件目につきまして、第6番 橋本 委員お願いします。

橋本委員 6番 橋本です。北比江の案件について説明します。
事務局からの説明があったとおり、申請地は資材置場として利用されると聞いております。
転用後、資材置場として申請通りに利用されているか、確認を行っていきたいと考えております。
皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。
13番 米澤 委員。

米澤委員 1件目の露天資材置場と、3件目の資材置場と何か違いがあるのか。

事務局 申請書にあった記載のとおり議案書を作成していますが、2件とも露天資材置場として違いはないものと認識しております。

米澤委員 もう一点、説明があったかもしれないですが、1件目の資材置場は足場等を置かれるとのことですが、3件目も同じように足場等を置かれるのでしょうか。

事務局 3件目につきましては、山土砂等を置かれると聞いております。

議長 他にご質疑はございませんか。
23番 小森 委員。

小森委員 北比江の資材置場について、公道に接している所に資材置場を設置して問題ないのか。

事務局 安全面については指導させていただきます。

小森委員 集落も近い中で本当に許可してもいいのか。農業委員会の責任になるのではないのか。

事務局 農地を転用することについては農業委員会で審議させてもらっています。その他安全面等の検討については開発部局で行っていかれます。
また、申請者へは集落への十分な説明と、資材の流出がないように防除対策を講じるよう事務局からも指導を行っております。

議長 他にご質疑はございませんか。
ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
これより議第45号の採決に入ります。お諮りいたします。
議第45号について賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認めます。

よって議第45号は許可することに決定いたしました。

続きまして、議第46号 農用地利用集積計画についてを議題とします。

この案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限に基づき、利害関係者は議事に参与することができないということで、貸借関係の方につきましてはご退席をしていただくことで進めます。

第3番 北中 委員、第23番 小森 委員に退席を求めます。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議第46号 農用地利用集積計画についてをご説明いたします。

議案書の5ページをご覧ください。資料は別紙Bになります。

当議案は、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律 附則第5条第1項の規定により作成された、農用地利用集積計画について、本委員会の決定を求めるため、提出されたものです。

内容は、別紙B明細書のとおりです。別紙Bの利用権設定の明細書をご覧ください。

利用権が設定されたのは、合計131件 328筆 669, 591㎡です。

事務局からの説明は以上となります。

議長 説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。

ご質疑はございませんか。

ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第46号の採決に入ります。お諮りいたします。

議第46号について賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認めます。

よって議第46号は原案どおりと決定いたしました。

退席された委員は自席へお戻りください。

退席されていた2名の委員に報告いたします。

只今議題になっております、議第46号は可決決定いたしました。

続きまして、議第47号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、を議題とします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議第47号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についてをご説明いたします。

議案書の6ページをご覧ください。資料は別紙Cになります。

当議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19号第3項の規定により作成された、農用地利用集積等促進計画案について、本委員会の意見を求めるため、提出されたものです。別紙Cの農用地利用集積等促進計画の案の明細書をご覧ください。

中間管理機構を通して、貸借権が設定されるのは、合計10件 13筆 25,325㎡です。

中間管理機構を通じた貸借の耕作者変更は、合計1件 1筆 1,826㎡です。事務局からの説明は以上となります。

議長 説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。
3番 北中 委員。

北中委員 計画にある賃料が100,000円の契約について、詳細な説明を求めます。

農林 ハウス栽培を長期間にかけてを行うための契約であると聞いております。
水産課

議長 他にご質疑はございませんか。
14番 井狩 委員。

井狩委員 水田とハウス栽培とでは賃料等の状況が全く異なるので、水田の契約とハウス栽培の契約を別に標記されてはどうか。意見として申し上げます。

議長 他にご質疑はございませんか。
ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
それではこれより議第47号の採決に入ります。
お諮りいたします。
議第47号を意見なしとして原案のとおり、認めることについて賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)
挙手全員と認めます。
よって、議第47号は議案どおりと決定いたしました。
以上で、本日の議事案件の審議は終了いたしました。

続きまして、日程第4 報告案件にはいります。

報告第26号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の報告について、を議題とします。それでは、事務局の報告を求めます。

事務局 報告第26号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の報告についてをご説

明いたします。

議案書7ページをご覧ください。資料は別紙Aの33ページから34ページになります。

案件は1件です。

行畑 字 ●●●番 登記地目、現況地目共に畑、他2筆、面積合計540㎡について、届出者 ●●●氏から、共同住宅に転用するために届出があったものです。

事務局からの説明は以上です。

議長 説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。

ご質疑はございませんか。

ご質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

続きまして、報告第27号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の報告について、を議題とします。

それでは、事務局の報告を求めます。

事務局 報告第27号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の報告についてをご説明いたします。

議案書の8ページをご覧ください。資料は別紙Aの35ページから36ページになります。

案件は1件です。

永原 字 ●●●番、登記地目 田、現況地目 水路、他2筆、面積合計52.56㎡について、届出者 ●●●氏から農業用水路に転用するために届出があったものです。

本来であれば、届出後に農業用水路への転用を行う必要がありますが、申請者の認識不足もあり、届出前に水路の付け替えを行っておられました。

現地を確認したところ、農業用水路であることが認められましたので、今回、顛末案件での届出を指導し、本届出に至っております。

事務局からの説明は以上となります。

議長 説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。

ご質疑はございませんか。

ご質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

続きまして、報告第28号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告についてを議題とします。

それでは、事務局の報告を求めます。

事務局 報告第28号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告についてをご説明いたします。

議案書の9ページをご覧ください。資料は別紙Aの37ページから40ページになります。

案件は2件です。

1件目です。

行畑 字 ●●●番、登記地目、現況地目共に田、面積594㎡について、譲渡人 ●●●氏から譲受人 ●●●氏へ長屋住宅に転用するために届出があったものです。

2件目です。

市三宅 字 ●●●番、登記地目、現況地目共に田、面積429㎡について、譲渡人 ●●●氏から譲受人 ●●●氏へ個人住宅に転用するため届出があったものです。事務局からの説明は以上となります。

議長 説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。
3番 北中 委員。

北中委員 行畑の転用について、農地を管理している農業組合長として話を聞いていない。いまの報告で知った。水利費等の関係で知っておかなければならない内容である。農業委員にも、農業組合長に転用の同意書が不要なのは問題だと考える。このような状況で本当に良いのか。

事務局 農業委員の意見書は取得するように依頼しています。農業委員の同意書は不要とはしていません。
農業組合長への転用の同意については、農業委員会の総会内で議論することではありませんので、北中 委員へは後日、個別で相談させていただきます。

議長 他にご質疑はございませんか。
5番 中濱 委員。

中濱委員 資料の地図がかなり古い。直近の地図を提出させるように指導してください。

事務局 以後、気を付けてまいります。

議長 他にご質疑はございませんか。
ご質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
続きまして、報告第29号 田畑転換等農地の形状変更の届出の報告について、を議題とします。
それでは、事務局の報告を求めます。

事務局 報告第29号 田畑転換等農地の形状変更の届出の報告についてをご説明いたします。議案書の10ページをご覧ください。資料は別紙Aの41ページから42ページになります。

案件は1件です。

永原 字 ●●●番、登記地目、現況地目共に田、他3筆、面積合計1,911㎡について、届出者 ●●●氏が田から樹園地へ形状変更するため、届出があったものです。なお、先ほどの報告第27号につきましては、この形状変更に係る、水路の付け替えになります。

事務局からの説明は以上となります。

議長 説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。

5番 中濱 委員。

中濱委員 先ほど報告のあった水路の付け替えと関連するとのことですが、新たな水路はどこに付け替えられたのですか。

事務局 旧の水路が樹園地に形状変更する農地の中にありましたので、そこに土を盛り、造成すると水路としての機能を有しないこととなります。そのため、周辺の水田に支障のないように、農地の中に通っていた水路を、農地の周囲に付け替えられた形になります。

議長 他にご質疑はございませんか。

ご質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これをもって、報告案件は終了いたしました。

以上をもちまして、令和5年第12回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 10時 55分